

パワーハラスメント防止対策・改正女性活躍推進法・ テレワークガイドライン等説明会（オンライン説明会）

職場におけるいじめ、嫌がらせに関する労働局への相談は年々増加しています。

このような状況を背景として、労働施策総合推進法の改正により、事業主に対してパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が新設され、令和4年4月からすべての企業に対して義務化されます。

また、令和4年4月から改正女性活躍推進法が施行され、一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されます。

改正法への対応及び関連する助成金について、オンラインでの説明会を開催します。事業主や労務管理担当者の皆様のご参加をお待ちしております。

- 【日時】** 令和3年7月27日(火)、29日(木)13時半～15時半
【内容】 1 パワーハラスメント防止対策について(改正労働施策総合推進法)
 2 改正女性活躍推進法について
 3 テレワークガイドラインについて
 4 テレワーク等に関する助成金について
【参加者数】 50名(先着順・両日とも) ※Zoomを使用したオンライン開催です。
 事前にインターネットに接続可能及びZoom利用可能な機器が必要です。

【申込み方法】

FAXまたはメールにて、下記欄に必要事項をご記入の上お申込みください。必ずメールアドレスの記入をお願いします。

⇒FAX:096-352-3876(熊本労働局雇用環境・均等室)

メール:43roudou@mhlw.go.jp

【問合せ先】

熊本労働局雇用環境・均等室

TEL096-352-3865

ふりがな		〒	参加希望日
企業名	住所		
電話番号	担当者名		
出席者 役職・氏名	メールアドレス		
	メールアドレス		

注)ご記入いただいた情報は、説明会に関する連絡のみに使用いたします。

主催 : 熊本労働局